

官報

号外

平成九年十一月二十七日

○第四百十一回 衆議院會議録 第十四号

平成九年十一月二十七日(木曜日)

議事日程 第七号

平成九年十一月二十七日

午後一時開議

第一 持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

第二 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

日程第二 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案(内閣提出)

閣提出)

午後一時三十分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

日程第二 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案、日程第二、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長村上誠一郎君。

持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔村上誠一郎君登壇〕

○村上誠一郎君 ただいま議題となりました両案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

平成九年十一月二十七日 衆議院會議録第十四号

持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案外一案 議長長の報告

初めに、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案について申し上げます。

本案は、持株会社の設立等の解禁に伴い、銀行業、保険業または証券業を営む者を子会社とする持株会社について、銀行等の経営の健全性の確保、投資者保護等の観点から必要となる監督上の措置を講ずる必要性があること等にかんがみ、銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律について、所要の規定の整備を図った上、銀行持株会社等の設立等を可能とするものであり、以下、その概要を申し上げます。

第一に、銀行持株会社について、銀行持株会社の設立等に係る認可、銀行持株会社の子会社の範囲の制限、国内のいわゆる一般事業会社の株式等を銀行持株会社またはその子会社が合算して一定割合を超えて所有することの制限、銀行持株会社及びその子会社に対する報告徴求、立入検査等、所要の規定の整備を行うこととしております。また、破綻金融機関の株式の取得を行う銀行持株会社等が、預金保険機構に資金援助の申し込みを行うことができることとしております。

第二に、保険持株会社について、保険持株会社の設立等に係る認可、保険持株会社による子会社所有に係る承認、保険持株会社及びその子会社に対する報告徴求、立入検査等、所要の規定の整備を行うこととしております。

第三に、証券持株会社について、証券持株会社に対する報告徴求、立入検査等、所要の規定の整備を行うこととしております。

次に、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案について申し上げます。

本案は、銀行持株会社が金融業務の効率的な運営に資するものであることにかんがみ、銀行等による銀行持株会社の創設を円滑にするために、その創設のための合併手続について、合併の条件、合併契約書の承認等に係る特例を設ける等、所要の措置を講ずるものであります。

両案は、去る十一月七日三塚大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、去る二十五日質疑を終局いたしました。次いで、両案につきまして順次採決いたしましたところ、いずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対し附帯決議が付けられましたことを申し上げます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時九分散会

出席國務大臣

大蔵大臣 三塚 博君

○議長長の報告

(要求書受領)

一、去る二十五日、内閣から、原子力委員会委員に遠藤哲也君及び木元教子君を任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十五日、内閣から、地方財政審議会委員に川上均君、鹿谷崇義君、竹村威君、野沢達

夫君及び林健久君を任命したので、自治省設置法第七條第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

一、去る二十五日、本院は、原子力委員会委員に遠藤哲也君及び木元教子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は、地方財政審議会委員に川上均君、鹿谷崇義君、竹村晟君、野沢達夫君及び林健久君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(政府委員承認)

一、去る二十五日、伊藤議長は、小渕内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十一回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省北米局長事務代理 田中 均
外務省経済局長事務代理 横田 淳

(政府委員任命)

一、去る二十五日、小渕内閣総理大臣臨時代理から伊藤議長あて、二十五日議長において承認した田中均外一名を、同日第四百四十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、去る二十五日、小渕内閣総理大臣臨時代理から伊藤議長あて、同日(外務省北米局長)高野紀元及び(外務省経済局長)大島正太郎の第四百四十一回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(常任委員解任及び補欠選任)

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

解任	補欠
木村 隆秀君	目片 信君
桜田 義孝君	松田 仁君
杉浦 正健君	大野 松茂君
山中 貞則君	下地 幹郎君
鈴木 淑夫君	原口 一博君
村井 仁君	山中 樺子君

一、昨二十六日、議長において、次のとおり常任委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

解任	補欠
田中 昭一君	渡辺 博道君
伊藤 茂君	秋葉 忠利君
渡辺 博道君	田中 昭一君
秋葉 忠利君	伊藤 茂君

大蔵委員

解任	補欠
新井 将敏君	大村 秀章君
飯島 忠義君	戸井田 徹君
木村 隆秀君	岩永 峯一君
杉浦 正健君	阪上 善秀君
砂田 圭佑君	能勢 和子君
田中 和徳君	西川 公也君
山中 昭一君	田村 憲久君
山中 貞則君	宮路 和明君
中川 正春君	西川 知雄君
田村 憲久君	松田 仁君
能勢 和子君	江渡 聡徳君
宮路 和明君	下地 幹郎君
松田 仁君	中野 正志君
岩永 峯一君	木村 隆秀君
江渡 聡徳君	砂田 圭佑君
大村 秀章君	新井 将敏君
戸井田 徹君	杉浦 正健君
岩永 峯一君	山中 貞則君
阪上 善秀君	飯島 忠義君
能勢 和子君	田中 昭一君
西川 公也君	田村 憲久君
田村 憲久君	中川 正春君
宮路 和明君	西川 知雄君
西川 知雄君	松田 仁君
江渡 聡徳君	下地 幹郎君
下地 幹郎君	中野 正志君
中野 正志君	木村 隆秀君
砂田 圭佑君	新井 将敏君
杉浦 正健君	山中 貞則君
飯島 忠義君	田中 昭一君
田村 憲久君	田村 憲久君
中川 正春君	中川 正春君

厚生委員

解任	補欠
安倍 晋三君	阪上 善秀君
飯上 善秀君	安倍 晋三君

農林水産委員

解任	補欠
木部 佳昭君	茂木 敏充君
熊谷 市雄君	岩永 峯一君
杉山 憲夫君	久野統一郎君
中尾 栄一君	大島 理森君
佐々木洋平君	木村 太郎君
菅原喜重郎君	連増 拓也君
岩永 峯一君	中尾 栄一君
大島 理森君	杉山 憲夫君
久野統一郎君	木部 佳昭君
茂木 敏充君	熊谷 市雄君
渡辺 具能君	佐々木洋平君
木村 太郎君	菅原喜重郎君
連増 拓也君	菅原喜重郎君

決算委員

解任	補欠
熊谷 市雄君	阪上 善秀君
滝 実君	大野 松茂君
仙谷 由人君	佐々木秀典君
前田 武志君	堀込 征雄君
阪上 善秀君	下村 博文君
大野 松茂君	滝 実君
下村 博文君	熊谷 市雄君
佐々木秀典君	仙谷 由人君
堀込 征雄君	前田 武志君

(議案提出)

一、昨二十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

(議案提出)

一、昨二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

以上二件 内閣委員会 付託

以上二件 法務委員会 付託

平成十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出第二二号)(参議院送付)

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

安全保障委員会 付託

(質問書提出)

一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

エジプト襲撃事件の、日本人犠牲者に対する補償に関する質問主意書(坂上吉男君提出)

(議案提出)

持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案

右

国会に提出する。

平成九年十月十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

—
—
—

—
—
—

—
—
—

—
—
—

なる銀行の経営管理を的確かつ公正に遂行することができ、知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

(銀行持株会社の取締役の兼職の制限)

第五十二條の五 銀行持株会社の常務に従事する取締役は、大蔵大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事してはならない。

2 大蔵大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認める場合を除き、これを認可しなければならない。

第二節 業務及び子会社等

(銀行持株会社の業務範囲等)

第五十二條の六 銀行持株会社は、その子会社である銀行及び次条第一項各号に掲げる会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。

2 銀行持株会社は、その業務を営むに当たっては、その子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五十二條の七 銀行持株会社は、銀行及び次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

- 一 長期信用銀行法に規定する長期信用銀行(以下「長期信用銀行」という。)
- 二 外国為替銀行法に規定する外国為替銀行(以下「外国為替銀行」という。)
- 三 証券取引法第二條第九項(定義)に規定する証券会社
- 四 銀行業を営む外国の会社
- 五 証券業を営む外国の会社(前号に掲げる

会社に該当するものを除く。)

六 銀行業(長期信用銀行又は外国為替銀行の債券の発行に係る業務を含む。又は証券業に従属し、付随し、又は関連する業務として大蔵省令で定めるものを専ら営む会社)新たな事業分野を開拓する会社として大蔵省令で定める会社(当該会社の株式等を、銀行持株会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で大蔵省令で定めるもの(次条第七項において「特定子会社」という。))以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準株式数等を超えて所有していないものに限り。

八 銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の大蔵省令で定める事由により当該銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3 銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、銀行又は第一項第一号から第八号まで若しくは第八号に掲げる会社(銀行業(長期信用銀行又は外国為替銀行を子会社とする場合にあつては、これらの債券の発行に係る業務を含む。))に従属し、付随し、又は関連する業務を専ら営む会社として大蔵省令で定めるものを除く。(次項及び次条第四項第四号において「子会社対象銀行等」という。)を子会社とし、うとするときは、第五十二條の十九第一項又は第二項の規定により合併又は営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

4 前項の規定は、子会社対象銀行等が、銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の大蔵省令で定める事由により当該銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、その子会社となつた子会社対象銀行等を引き続き子会社とすることについて大蔵大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5 第三項の規定は、銀行持株会社が、その子会社として第一項第四号又は第五号に掲げる会社をこれらの号のうち他の号に掲げる会社である子会社としようとするときについて準用する。

(銀行持株会社等による株式の取得等の制限)

第五十二條の八 銀行持株会社又はその子会社は、国内の会社(銀行並びに前条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第八号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。)の株式等については、合算して、その基準株式数等(当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十五を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この条において同じ。)を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。

2 前項の規定は、銀行持株会社又はその子会社が、担保権の実行その他の大蔵省令で定める事由により、国内の会社の株式等をその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社又はその子会社は、合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた部分の株式等については、当該銀行持株会社があらかじめ大蔵大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は所

有することとなつた日から一年を超えてこれを所有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、大蔵大臣がする同項の承認の対象には、銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて取得し、又は所有することとなつた株式等のうち当該百分の五十を超える部分の株式等は含まれないものとし、大蔵大臣が当該承認をするときは、銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を速やかに処分することを条件としなければならない。

4 銀行持株会社又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に所有し、又は所有することとなる国内の会社の株式等がその基準株式数等を超える場合であっても、同日以後、当該株式等をその基準株式数等を超えて所有することができる。ただし、大蔵大臣は、銀行持株会社又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて所有し、又は所有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

- 一 第五十二條の三第一項の認可を受けた会社が当該銀行持株会社になつたとき。その銀行持株会社になつた日
- 二 第五十二條の三第一項の認可を受けて当該銀行持株会社が設立されたとき。その設立された日
- 三 特定持株会社が第五十二條の三第三項ただし書の認可を受けて当該銀行持株会社になつたとき。その認可を受けた日
- 四 前条第三項の認可を受けて当該銀行持株

会社が子会社対象銀行等を子会社としたとき(大蔵省令で定める場合に限る。)。その子会社とした日

五 当該銀行持株会社が第五十二條の十九第一項の認可を受けて合併をしたとき(当該銀行持株会社が存続する場合に限る。)。その合併をした日

六 当該銀行持株会社が第五十二條の十九第二項の認可を受けて営業の譲受けをしたとき(大蔵省令で定める場合に限る。)。その営業の譲受けをした日

5 大蔵大臣は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて所有し、又は所有することとなる国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を、同日から五年を経過する日までに大蔵大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

6 銀行持株会社又はその子会社が、国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなつた場合には、その超える部分の数又は額の株式等は、当該銀行持株会社が取得し、又は所有するものとみなす。

7 前各項の場合において、新たな事業分野を開拓する会社として大蔵省令で定める会社の株式等の取得又は所有については、特定子会社は、銀行持株会社の子会社に該当しないものとみなす。

8 第五十二條の二第二項後段の規定は、前各項の場合において銀行持株会社又はその子会社が取得し、又は所有する株式等について準用する。

(銀行持株会社に係る銀行の経営の健全性の確保)

第五十二條の九 大蔵大臣は、銀行の業務の健全な運営に資するため、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実に状況が適当であるかどうかその他それらの経営の健全性を判断するための基準であつて、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきものを定めることができる。

第三節 經理

(銀行持株会社の営業年度)

第五十二條の十 銀行持株会社の営業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(銀行持株会社に係る業務報告書等)

第五十二條の十一 銀行持株会社は、営業年度ごとに、当該銀行持株会社及びその子会社の業務及び財産の状況をこれらの会社の全部につき連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

2 中間業務報告書及び業務報告書の記載事項、提出期日その他これらの報告書に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告)

第五十二條の十二 銀行持株会社は、営業年度ごとに、大蔵省令で定めるところにより、当該銀行持株会社及びその子会社の全部につき連結して記載した貸借対照表及び損益計算書を作成して、当該営業年度経過後三月以内に公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該三月以内にこれらの書類の公告をすることができない場合には、大蔵大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。

(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に關する説明書類の縦覧)

第五十二條の十三 銀行持株会社は、営業年度ごとに、当該銀行持株会社及びその子会社の業務及び財産の状況に關する事項をこれらの会社の全部につき連結して記載した説明書類

を作成して、当該銀行持株会社の子会社である銀行の主要な営業所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。ただし、信用秩序を損なうおそれのある事項、当該銀行持株会社又はその子会社の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該銀行持株会社又はその子会社の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項並びにその記載のため過大な費用の負担を要する事項については、この限りでない。

(銀行持株会社の営業報告書等の記載事項)

第五十二條の十四 銀行持株会社が商法第二百八十一條第一項(計算書類の作成)の規定により作成する銀行持株会社の営業報告書及び附属明細書の記載事項は、大蔵省令で定める。

第四節 監督

(銀行持株会社等による報告又は資料の提出)

第五十二條の十五 大蔵大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行を子会社とする銀行持株会社に対し、当該銀行の業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 大蔵大臣は、第二十四條第一項の規定により銀行に対して報告又は資料の提出を求め、及び前項の規定により当該銀行を子会社とする銀行持株会社に対して報告又は資料の提出を求める場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行持株会社の子会社である当該銀行を除く。次項において同じ。に対し、当該銀行又は当該銀行持株会社の業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 銀行持株会社の子会社は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(銀行持株会社等に対する立入検査)

第五十二條の十六 大蔵大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に当該銀行を子会社とする銀行持株会社の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該銀行若しくは当該銀行持株会社の業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は当該銀行持株会社の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 大蔵大臣は、第二十五條第一項の規定による銀行に対する立入り、質問又は検査を行い、及び前項の規定による当該銀行を子会社とする銀行持株会社に対する立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該銀行持株会社の子会社である当該銀行を除く。第五項において同じ。の営業所その他の施設に立ち入らせ、当該銀行若しくは当該銀行持株会社に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による銀行持株会社の子会社に対する質問及び検査について準用する。

(銀行持株会社に対する改善計画の提出の求め等)

第五十二條の十七 大蔵大臣は、銀行持株会社の業務又は銀行持株会社及びその子会社の財産の状況に照らして、当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営

持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

平成九年十一月二十七日 衆議院會議録第十四号

平成九年十一月二十七日 衆議院會議録第十四号

持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行持株会社に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において監督上必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。次項において同じ)であつて、銀行持株会社及びその子会社の自己資本の充実に状況によつて必要があると認めるときにするものは、大蔵省令で定める銀行持株会社及びその子会社の自己資本の充実に状況に係る区分に応じ大蔵省令で定めるものでなければならぬ。

3 大蔵大臣は、銀行持株会社に対し第一項の規定による命令をした場合において、当該命令に係る措置の実施の状況に照らして特に必要があると認めるときは、当該銀行持株会社の子会社である銀行に対し、その業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を命ずることができる。

(銀行持株会社に係る認可の取消し等)
第五十二条の十八 大蔵大臣は、銀行持株会社が法令、定款若しくは法令に基づく大蔵大臣の処分違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行持株会社に対しその取締役若しくは監査役の解任その他監督上必要な措置を命じ、若しくは当該銀行持株会社

の第五十二条の第三項若しくは第三項ただし書の認可を取り消し、又は当該銀行持株会社の子会社である銀行に対しその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された銀行持株会社に対して与えられているものとみなす。

2 銀行持株会社は、前項の規定により第五十

二条の第三項又は第三項ただし書の認可を取り消されたときは、大蔵大臣が指定する期間内に銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

3 大蔵大臣は、銀行を子会社とする持株会社が次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、当該持株会社の子会社である銀行に対し、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第五十二条の第三項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引又は行為により銀行を子会社とする持株会社になつたもの
二 第五十二条の第三項の認可を受けずに銀行を子会社とする持株会社として設立されたもの

三 第五十二条の第三項ただし書の認可を受けることなく同項の猶予期限日後も銀行を子会社とする持株会社であるもの

四 第一項の規定により第五十二条の第三項又は第三項ただし書の認可を取り消された持株会社であつて、前項の規定による措置を講ずることなく同項の大蔵大臣が指定する期間後も銀行を子会社とする持株会社であるもの

第五節 雑則

(銀行持株会社に係る合併又は営業の譲渡若しくは譲受けの認可)
第五十二条の十九 銀行持株会社を全部又は一部の当事者とする合併当該合併前に銀行持株会社であつた一の会社が当該合併後も銀行持株会社として存続するものに限り、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 銀行持株会社を当事者とする営業の全部又は一部の譲渡又は譲受け(当該営業の譲渡又は譲受けをした銀行持株会社が、その譲渡又は譲受け後も引き続き銀行持株会社であるも

のに限る。)は、政令で定めるものを除き、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第五十二条の四の規定は、前二項の認可の申請があつた場合について準用する。

(銀行を子会社とする外国の持株会社に対する法律の適用関係)
第五十二条の二十 銀行を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの(以下この条において「銀行を子会社とする外国の持株会社」という。)に対しこの法律の規定を適用する場合における特例及び技術的調整その他銀行を子会社とする外国の持株会社に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十三条第三号中「第十六条の四第二項」を「第十六条の第三第二項」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 その発行済株式(議決権のあるものに限る。)の総数の百分の五十を超える数の株式(議決権のあるものに限る。次項において「同じ。」が一の会社(銀行及び銀行持株会社を除く。)により取得又は所有されることとなつたとき。

第五十三条に次の二項を加える。

2 第五十二条の第二項後段の規定は、前項第五号に規定する一の会社が取得し、又は所有することとなつた銀行の株式について準用する。

3 銀行持株会社(銀行持株会社であつた会社を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。
一 第五十二条の第三項の認可に係る銀行持株会社になつたとき又は当該認可に係る銀行持株会社として設立されたとき。
二 銀行を子会社とする持株会社でなくなつ

たとき(第五号の場合を除く。)

三 第五十二条の七第一項第六号又は第七号に掲げる会社(同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならぬとされるものを除く。)を子会社としようとするとき(第五十二条の十九第一項又は第二項の規定による認可を受けて合併又は営業の譲受けをしようとする場合を除く。)

四 その子会社が子会社でなくなつたとき(第五十二条の十九第二項の規定による認可を受けて営業の譲渡をした場合及び第二号の場合を除く。)

五 解散したとき(設立又は合併(当該合併により銀行を子会社とする持株会社を設立するものに限る。))を無効とする判決が確定したときを含む。)

六 資本の額を変更しようとするとき。
七 この法律の規定による認可(第一号に規定する認可を除く。))を受けた事項を実行したとき。
八 その他大蔵省令で定める場合に該当するとき。

第五十五条中「銀行がこの法律を」を「銀行又は銀行持株会社(第五十二条の第三項の認可を受けた者を含む。))がこの法律に」、「第十六条の四第二項」を「第十六条の第三第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、第五十二条の第三項又は第三項ただし書の認可について、当該認可に係る銀行持株会社が銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、当該認可は、効力を失う。
第五十六条に次の四号を加える。
五 第五十二条の十八第一項の規定により第五十二条の第三項又は第三項ただし書の認可を取り消したとき。
六 第五十二条の十八第一項の規定により銀

行持株会社の子会社である銀行の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

七 第五十二條の十八第三項の規定により銀行の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

八 前條の規定により第五十二條の第三項又は第三項ただし書の認可が効力を失つたとき。

第五十七條中「銀行」の下に「又は銀行持株会社」を加える。

第六十一條の次に次の一條を加える。

第六十一條の二 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五十二條の第三項の規定による大蔵大臣の認可を受けずに、同項各号に掲げる取引若しくは行為により銀行を子会社とする持株会社になつたとき又は銀行を子会社とする持株会社を設立したとき。

二 第五十二條の第三項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

三 第五十二條の十八第二項の規定に違反して同項に規定する大蔵大臣が指定する期間を超えて銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

第六十二條中「若しくは第二十七條を」、第二十七條若しくは第五十二條の十八第一項若しくは第三項に改める。

第六十三條第一号中「第十九條」の下に「若しくは第五十二條の十一」を加え、同条第二号中「若しくは第二十四條第二項を」、第二十四條第二項若しくは第五十二條の十五第一項若しくは第二項に改め、同条第三号中「若しくは第二十五條第二項を」、第二十五條第二項若しくは第五十二條の十六第一項若しくは第二項に改め、同条に次の二号を加える。

平成九年十一月二十七日 衆議院會議録第十四号

七 第五十二條の十八第一項の規定による命令取締役若しくは監査役の解任又は業務の全部若しくは一部の停止の命令を除く。）に違反した者

八 第五十四條第一項の規定により付した案件（第五十二條の第三項又は第三項ただし書の規定による認可に係るものに限る。）に違反した者

第六十四條第一項第二号中「第四号まで」の下に「第七号又は第八号」を加え、同項第三号中「第六十一條」の下に「第六十一條の二」を加える。

第六十五條中「又は外国銀行の代表者、代理人若しくは支配人」を、「外国銀行の代表者、代理人若しくは支配人、銀行持株会社（銀行持株会社が銀行持株会社でなくなつた場合における当該銀行持株会社であつた会社を含む。）の取締役、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社（特定持株会社が銀行を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。）の取締役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人」に改め、同条第一号中「第十六條の四第一項」を「第十六條の第三第一項」に改め、同条第二号中「第七條」を「第七條第一項又は第五十二條の五第一項」に改め、同条第三号中「第十二條の下に」又は第五十二條の六第一項を加え、同条第四号中「第五十三條」を「第五十三條第一項若しくは第三項」に改め、同条第六号中「第二十條」の下に「若しくは第五十二條の十一」を加え、同条第七号中「第二十六條第一項」の下に「若しくは第五十二條の十七第一項」を加え、「同項を」第二十六條第一項に改め、「第二十九條」の下に「若しくは第五十二條の十七第一項若しくは第三項」を加え、同条第十一号中「第十六條の四第一項」を「第十六條の第三第一項」に、「又は第三十七條第一項」を「第三十七條第二項、第五十二條の七第三項（同条第五項において準用する

場合を含む。）又は第五十二條の十九第一項若しくは第二項」に改め、同条を同条第十六号とし、同条第十号の次に次の五号を加える。

十一 第五十二條の第三第二項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十二 第五十二條の七第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第五十二條の八第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。

十三 第五十二條の七第三項の規定による大蔵大臣の認可を受けずに同項に規定する子会社対象銀行等を子会社としたとき又は同条第五項において準用する同条第三項の規定による大蔵大臣の認可を受けずに同条第一項第四号若しくは第五号に掲げる会社をこれらの号のうち他の号に掲げる会社である子会社としたとき。

十四 第五十二條の八第一項又は第二項ただし書の規定に違反したとき。

十五 第五十二條の八第三項又は第五項の規定により付した条件に違反したとき。

（長期信用銀行法の一部改正）

第二條 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十五條中「をいう。」の下に「第十六條の四第一項において同じ。」を加える。

第十六條第一項中「次条を」第十七條に改め、同条の次に次の三條を加える。

（長期信用銀行持株会社に係る認可等）

第十六條の二 次に掲げる取引若しくは行為により長期信用銀行を子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九條第三項（持株会社）に規定する持株会社をいう。以下同じ。）にならうとする会社又は長期信用銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

一 当該会社又はその子会社による長期信用銀行の株式の取得担保権の実行その他の大蔵省令で定める事由によるものを除く。）

二 当該会社の子会社による第四條第一項の免許の取得

三 その他政令で定める取引又は行為

2 前項に規定する「子会社」とは、会社がその発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額（以下この項において「発行済株式の総数等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分（以下この条及び第十六條の四において「株式等」という。）を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

3 前項の場合において、会社が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等（委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該会社に指図を行うことができるものに限る。）その他大蔵省令で定める株式等を含むものとし、信託財産である株式等で、当該会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの（大蔵省令で定める株式等を除く。）を含むものとする。

4 第一項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により長期信用銀行を子会社（同項に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする持株会社になつた会社（以下「特定持株会社」という。）は、当該事由の生じた日の属する営業年度経過後三月以内に、当該会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社になつた旨その他

平成九年十一月二十七日 衆議院會議録第十四号

持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

の大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

5 特定持株会社は、前項の事由の生じた日の属する営業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項において「猶予期限日」という。)までに長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定持株会社が、猶予期限日後も引き続き長期信用銀行を子会社とする持株会社であることについて大蔵大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

6 特定持株会社は、前項の規定による措置により長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときも、同様とする。

第十六条の三 大蔵大臣は、前条第一項又は第五項ただし書の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 当該認可の申請をした会社又は当該認可を受けて設立される会社(以下この条において「申請者等」という。)及びその子会社(子会社となる会社を含む。次号において同じ。)の収支の見込みが良好であること。
- 二 申請者等及びその子会社が保有する資産等に照らしこれらの者の自己資本の充実の状況が適当であること。
- 三 申請者等が、その人的構成等に照らし、その子会社であり、又はその子会社となる長期信用銀行の経営管理を的確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)
第二十六条の四 長期信用銀行持株会社(長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて、第十六条の二第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第五項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。)は、長期信用銀行及び次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行(銀行法第二条第一項(定義等)に規定する銀行をいう。以下同じ。)

二 外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)第一条第一項(定義)に規定する外国為替銀行

三 証券取引法第二条第九項(定義)に規定する証券会社

四 銀行業を営む外国の会社

五 証券業(証券取引法第二条第八項各号(定義)に掲げる行為のいづれかを営むことをいう。次号において同じ。)を営む外国の会社(前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

六 銀行業(長期信用銀行の債券の発行に係る業務を含む。第三項において同じ。)又は証券業に従属し、付随し、又は関連する業務として大蔵省令で定めるものを専ら営む会社

七 新たな事業分野を開拓する会社として大蔵省令で定める会社(当該会社の株式等を、長期信用銀行持株会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で大蔵省令で定めるもの以外の子会社が、合算して、次条において準用する銀行法第五十二条の八第一項に規定する基準株式数等を超えて所有していないものに限る。)

八 長期信用銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、長期信用銀行持株会社又はその子会社の

担保権の実行による株式等の取得その他の大蔵省令で定める事由により当該長期信用銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行持株会社は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3 長期信用銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、長期信用銀行又は第一項第一号から第六号まで若しくは第八号に掲げる会社(銀行業に従属し、付随し、又は関連する業務を専ら営む会社として大蔵省令で定めるものを除く。)(次項において「長期信用銀行等」という。)を子会社としようとするときは、次条において準用する銀行法第五十二条の十九第一項又は第二項の規定により合併又は営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

4 前項の規定は、長期信用銀行等が、長期信用銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の大蔵省令で定める事由により当該長期信用銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行持株会社は、その子会社となつた長期信用銀行等を引き続き子会社とすることについて大蔵大臣の認可を受けた場合を除き、当該長期信用銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5 第三項の規定は、長期信用銀行持株会社が、その子会社として第一項第四号又は第五号に掲げる会社をこれらの号のうち他の号に掲げる会社である子会社としようとするときについて準用する。

十二条の二第一項から第三項まで(銀行持株会社の定義等)、第五十二条の三、第五十二条の四(銀行持株会社に係る認可等)、第五十二条の七(銀行持株会社の子会社の範囲等)を加え、「長期信用銀行について準用する」を銀行に係るものにあつては長期信用銀行について、銀行持株会社に係るものにあつては長期信用銀行持株会社について、銀行を子会社とする持株会社に係るものにあつては長期信用銀行を子会社とする持株会社について、それぞれ準用する」に改める。

第二十條中「長期信用銀行がこの法律を「長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社(第十六条の二第一項の認可を受けた者を含む。がこの法律に、「第十六条の四第二項」を「第十六条の三第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、第十六条の二第一項又は第五項ただし書の認可について、当該認可に係る長期信用銀行持株会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、当該認可は、効力を失う。

第二十三條の次に次の見出し及び一條を加える。

(罰則)

第二十三條の二 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十六条の二第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により長期信用銀行を子会社とする持株会社になつたとき又は長期信用銀行を子会社とする持株会社を設立したとき。

二 第十六条の二第五項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて長期信用銀行を子会社とする持株会社であつたと

三 第十七条において準用する銀行法(以下「銀行法」という。第五十二條の十八第二項の規定に違反して同項に規定する大蔵大臣が指定する期間を超えて長期信用銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

第二十四條の前の見出しを削り、同条中「第十七条において準用する銀行法(以下「銀行法」という。第二十六條第一項若しくは第二十七條を「銀行法」第二十六條第一項、第二十七條若しくは第五十二條の十八第一項若しくは第三項に改める。

第二十五條中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「第二十五條第二項」の下に若しくは第五十二條の十六第一項若しくは第二項を加え、同条第五号とし、同条第三号中「第二十四條第二項」の下に「若しくは第五十二條の十五第一項若しくは第二項」を加え、同条第四号とし、同条第二号中「第十九條の下に」若しくは第五十二條の十一「を加え、同条を同条第三号とし、同条第一号の下に次の一号を加える。

二 第十九條第一項の規定により付した条件(第十八條の二第二項又は第五項ただし書の規定による認可に係るものに限る。)に違反した者

第二十五條に次の一号を加える。

八 銀行法第五十二條の十八第一項の規定による命令取締役若しくは監査役の解任又は業務の全部若しくは一部の停止の命令を除く。)に違反した者

第二十六條第二号中「第四号まで」を「第五号まで又は第八号」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第二十三條の二又は前条第六号若しくは第七号 各本条の罰金刑

第二十七條中「又は清算人」を「若しくは清算人、長期信用銀行持株会社(長期信用銀行持株会社が長期信用銀行持株会社でなくなつた場合

平成九年十一月二十七日 衆議院會議録第十四号

における当該長期信用銀行持株会社であつた会社を含む。)の取締役、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社(特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。)の取締役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人)に改め、同条第一号中「第六條の二の下に」又は銀行法第五十二條の六第一項を加え、同条第二号中「第五十三條を「第五十三條第一項若しくは第三項」に改め、同条第三号中「第十六條の四第一項を「第十六條の三第一項に改め、同条第九号を同条第十二号とし、同条第八号中「第二十六條第一項」の下に「若しくは第五十二條の十七第一項」を加え、「同項」を「銀行法第二十六條第一項」に改め、「第二十九條」の下に「若しくは第五十二條の十七第一項若しくは第三項」を加え、同条を同条第十一号とし、同条第七号中「第二十條」の下に「若しくは第五十二條の十二」を加え、同条を同条第十号とし、同条第六号を同条第九号とし、同条第五号中「第七條を「第七條第一項又は第五十二條の五第一項」に改め、同条を同条第八号とし、同条第四号中「第十三條の二第二項」の下に若しくは第十六條の四第三項(同条第五項において準用する場合を含む。))を加え、「第十六條の四第一項を「第十六條の三第一項に、若しくは第三十七條第一項を、第三十七條第一項若しくは第五十二條の十九第一項若しくは第二項」に改め、同条を同条第七号とし、同条第三号の次に次の三号を加える。

四 第十八條の二第四項若しくは第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第十八條の四第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社(銀行法第五十二條の八第一項に規定する国内の会社を除く。)を子会社としたとき。

六 第十八條の四第三項の規定による大蔵大

臣の認可を受けないで同項に規定する長期信用銀行等を子会社としたとき又は同条第五項において準用する同条第三項の規定による大蔵大臣の認可を受けないで同条第一項第四号若しくは第五号に掲げる会社をこれらの号のうち他の号に掲げる会社である子会社としたとき。

第二十七條に次の二号を加える。

十三 銀行法第五十二條の八第一項又は第二項ただし書の規定に違反したとき。

十四 銀行法第五十二條の八第三項又は第五項の規定により付した条件に違反したとき。

(外国為替銀行法の一部改正)

第三條 外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十條中「をいう。」の下に「第十條の五第一項において同じ。」を加える。

第十條の二第一項中「次条を「第十一條」に改め、同条の次に次の三條を加える。

(外国為替銀行持株会社に係る認可等)

第十條の三 次に掲げる取引若しくは行為により外国為替銀行を子会社とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九條第三項持株会社に規定する持株会社をいう。以下同じ。)にならうとする会社又は外国為替銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

一 当該会社又はその子会社による外国為替銀行の株式の取得(担保権の実行その他の大蔵省令で定める事由によるものを除く。)

二 当該会社の子会社による第四條第一項の免許の取得

三 その他政令で定める取引又は行為

2 前項に規定する「子会社」とは、会社がその発行済株式の議決権のあるものに限る。)の総

数又は出資の総額(以下この項において「発行済株式の総数等」という。)の百分の五十を超える数又は額の株式(議決権のあるものに限る。又は持分(以下この条及び第十條の五において「株式等」という。)を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

3 前項の場合において、会社が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等(委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該会社に指図を行うことができるものに限る。)その他大蔵省令で定める株式等を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの(大蔵省令で定める株式等を除く。)を含むものとする。

4 第一項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により外国為替銀行を子会社(同項に規定する子会社をいう。以下同じ。)とする持株会社になつた会社(以下「特定持株会社」という。は、当該事由の生じた日の属する営業年度経過後三月以内に、当該会社が外国為替銀行を子会社とする持株会社になつた旨その他の大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

5 特定持株会社は、前項の事由の生じた日の属する営業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項において「猶予期限日」という。までに外国為替銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定持株会社が、猶予期限日後も引き続き外国為替銀行を

平成九年十一月二十七日 衆議院會議録第十四号

持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

子会社とする持株会社であることについて大蔵大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

6 特定持株会社は、前項の規定による措置により外国為替銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく外国為替銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときも、同様とする。

第十條の四 大蔵大臣は、前条第一項又は第五項ただし書の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該認可の申請をした会社又は当該認可を受けて設立される会社(以下この条において「申請者等」という。)及びその子会社(子会社となる会社を含む。)次号において同じ。の収支の見込みが良好であること。
二 申請者等及びその子会社が保有する資産等に照らしこれらの者の自己資本の充実の状況が適当であること。
三 申請者等が、その人的構成等に照らし、その子会社であり、又はその子会社となる外国為替銀行の経営管理を的確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

(外国為替銀行持株会社の子会社の範囲等)
第十條の五 外国為替銀行持株会社(外国為替銀行を子会社とする持株会社であつて、第十條の三第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第五項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。)は、外国為替銀行及び次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行(銀行法第二條第一項(定義等)に規定する銀行をいう。以下同じ。)

二 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二條(定義)に規定する長期信用銀行
三 証券取引法第二條第九項(定義)に規定する証券会社
四 銀行業を営む外国の会社
五 証券業(証券取引法第二條第八項各号(定義)に掲げる行為のいづれかを営むことをいう。次号において同じ。)を営む外国の会社(前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

六 銀行業(外国為替銀行の債券の発行に係る業務を含む。第三項において同じ。)又は証券業に従属し、付随し、又は関連する業務として大蔵省令で定めるものを専ら営む会社
七 新たな事業分野を開拓する会社として大蔵省令で定める会社(当該会社の株式等を、外国為替銀行持株会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で大蔵省令で定めるもの以外の子会社が、合算して、次条において準用する銀行法第五十二條の八第一項に規定する基準株式数等を超えて所有していないものに限る。)

八 外国為替銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、外国為替銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の大蔵省令で定める事由により当該外国為替銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該外国為替銀行持株会社は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなつた場合、所定の措置を講じなければならない。

3 外国為替銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、外国為替銀行又は第一項第一号から第六号まで若しくは第八号に掲げる会社(銀行業に従属し、付随し、又は関連する業務を専ら営む会社として大蔵省令で定めるものを除く。)(次項において「外国為替銀行等」という。)を子会社としようとするときは、次条において準用する銀行法第五十二條の十九第一項又は第二項の規定による合併又は営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

4 前項の規定は、外国為替銀行等が、外国為替銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の大蔵省令で定める事由により当該外国為替銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該外国為替銀行持株会社は、その子会社となつた外国為替銀行等を引き続き子会社とすることについて大蔵大臣の認可を受けた場合を除き、当該外国為替銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなつた場合、所定の措置を講じなければならない。

5 第三項の規定は、外国為替銀行持株会社が、その子会社として第一項第四号又は第五号に掲げる会社をこれらの号のうち他の号に掲げる会社である子会社としようとするときについて準用する。

第十一條中「(外国銀行支店)の下に」、第五十二條の二第一項から第三項まで、銀行持株会社の定義等、第五十二條の三、第五十二條の四(銀行持株会社に係る認可等)、第五十二條の七(銀行持株会社の子会社の範囲等)を加え、「外国為替銀行について準用する」とを、銀行に係るものにあつては外国為替銀行について、銀行持株会社に係るものにあつては外国為替銀行持株会社について、銀行を子会社とする持株会社に係るものにあつては外国為替銀行を子会社とする持株会社について、それぞれ準用する」に改める。

第十四條中「(外国為替銀行がこの法律を、外国為替銀行又は外国為替銀行持株会社(第十條の三第一項の認可を受けた者を含む。))がこの法律に、(第十六條の四第二項)を、(第十六條の三第二項)に改め、同条に次の一項を加える。
2 前項に規定するもののほか、第十條の三第一項又は第五項ただし書の認可については、当該認可に係る外国為替銀行持株会社が外国為替銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、当該認可は、効力を失う。
第十七條の次に次の見出し及び一條を加える。

(罰則)
第十七條の二 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第十條の三第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により外国為替銀行を子会社とする持株会社になつたとき又は外国為替銀行を子会社とする持株会社を設立したとき。

二 第十條の三第五項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて外国為替銀行を子会社とする持株会社であつたとき。
三 第十一條において準用する銀行法(以下「銀行法」という。)(第五十二條の十八第二項の規定に違反して同項に規定する大蔵大臣が指定する期間を超えて外国為替銀行を子会社とする持株会社であつたとき。
第十八條の前の見出しを削り、同条中「第十一條において準用する銀行法(以下「銀行法」という。)(第二十六條第一項若しくは第二十七條)を、銀行法第二十六條第一項、第二十七條若しくは第五十二條の十八第一項若しくは第三項」に改める。

改める。
第十四條中「(外国為替銀行がこの法律を、外国為替銀行又は外国為替銀行持株会社(第十條の三第一項の認可を受けた者を含む。))がこの法律に、(第十六條の四第二項)を、(第十六條の三第二項)に改め、同条に次の一項を加える。
2 前項に規定するもののほか、第十條の三第一項又は第五項ただし書の認可については、当該認可に係る外国為替銀行持株会社が外国為替銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、当該認可は、効力を失う。
第十七條の次に次の見出し及び一條を加える。

(罰則)
第十七條の二 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第十條の三第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により外国為替銀行を子会社とする持株会社になつたとき又は外国為替銀行を子会社とする持株会社を設立したとき。

二 第十條の三第五項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて外国為替銀行を子会社とする持株会社であつたとき。
三 第十一條において準用する銀行法(以下「銀行法」という。)(第五十二條の十八第二項の規定に違反して同項に規定する大蔵大臣が指定する期間を超えて外国為替銀行を子会社とする持株会社であつたとき。
第十八條の前の見出しを削り、同条中「第十一條において準用する銀行法(以下「銀行法」という。)(第二十六條第一項若しくは第二十七條)を、銀行法第二十六條第一項、第二十七條若しくは第五十二條の十八第一項若しくは第三項」に改める。

改める。
第十四條中「(外国為替銀行がこの法律を、外国為替銀行又は外国為替銀行持株会社(第十條の三第一項の認可を受けた者を含む。))がこの法律に、(第十六條の四第二項)を、(第十六條の三第二項)に改め、同条に次の一項を加える。
2 前項に規定するもののほか、第十條の三第一項又は第五項ただし書の認可については、当該認可に係る外国為替銀行持株会社が外国為替銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、当該認可は、効力を失う。
第十七條の次に次の見出し及び一條を加える。

(罰則)
第十七條の二 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第十條の三第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により外国為替銀行を子会社とする持株会社になつたとき又は外国為替銀行を子会社とする持株会社を設立したとき。

二 第十條の三第五項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて外国為替銀行を子会社とする持株会社であつたとき。
三 第十一條において準用する銀行法(以下「銀行法」という。)(第五十二條の十八第二項の規定に違反して同項に規定する大蔵大臣が指定する期間を超えて外国為替銀行を子会社とする持株会社であつたとき。
第十八條の前の見出しを削り、同条中「第十一條において準用する銀行法(以下「銀行法」という。)(第二十六條第一項若しくは第二十七條)を、銀行法第二十六條第一項、第二十七條若しくは第五十二條の十八第一項若しくは第三項」に改める。

改める。
第十四條中「(外国為替銀行がこの法律を、外国為替銀行又は外国為替銀行持株会社(第十條の三第一項の認可を受けた者を含む。))がこの法律に、(第十六條の四第二項)を、(第十六條の三第二項)に改め、同条に次の一項を加える。
2 前項に規定するもののほか、第十條の三第一項又は第五項ただし書の認可については、当該認可に係る外国為替銀行持株会社が外国為替銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、当該認可は、効力を失う。
第十七條の次に次の見出し及び一條を加える。

第十九条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「第二十五條第二項の下に」若しくは第五十二條の十六第一項若しくは第二項を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第二十四條第二項の下に」若しくは第五十二條の十五第一項若しくは第二項を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第十九條の下に」若しくは第五十二條の十一を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十三条第一項の規定により付した条件（第十條の三第一項又は第五項ただし書の規定による認可に係るものに限る。）に違反した者

第十九条に次の一号を加える。

八 銀行法第五十二條の十八第一項の規定による命令（取締役若しくは監査役の解任又は業務の全部若しくは一部の停止の命令を除く。）に違反した者

第二十條第二号中「第四号まで」を「第五号まで又は第八号」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第十七條の二又は前条第六号若しくは第七号 各本條の罰金刑

第二十一條中「又は清算人」を「若しくは清算人、外国為替銀行持株会社（外国為替銀行持株会社が外国為替銀行持株会社でなくなつた場合における当該外国為替銀行持株会社であつた会社を含む。）の取締役、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社（特定持株会社が外国為替銀行を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。）の取締役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人」に改め、同条第一号中「第十六條の四第一項」を「第十六條の三第一項」に改め、同条第二号中「第八條の下に」又は銀行法第五十二條の六第一項を加え、同条第三号中「第五十三條」を「第五十三條第一項若しくは第三項」に改め、同条第九号を同条第十二号とし、同条第八号中「第二十六條第一項の下に」若しくは第五十二條の十七第一項を加え、「同項」を「銀行法第二十六條第一項に改め、第二十九條の下に」若しくは第五十二條の十七第一項若しくは第三項を加え、同号を同条第十一号とし、同条第七号中「第二十條の下に」若しくは第五十二條の十二を加え、同号を同条第十号とし、同条第六号を同条第九号とし、同条第五号中「第七條」を「第七條第一項又は第五十二條の五第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第四号中「若しくは第十條」を「第十條若しくは第十條の五第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）」に、「第十六條の四第一項」を「第十六條の三第一項」に、「若しくは第三十七條第一項」を「第三十七條第一項若しくは第五十二條の十九第一項若しくは第二項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号の次に次の三号を加える。

四 第十條の三第四項若しくは第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第十條の五第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（銀行法第五十二條の八第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。

六 第十條の五第三項の規定による大蔵大臣の認可を受けないで同項に規定する外国為替銀行等を子会社としたとき又は同条第五項において準用する同条第三項の規定による大蔵大臣の認可を受けないで同条第一項第四号若しくは第五号に掲げる会社をこれらの号のうち他の号に掲げる会社である子会社としたとき。

第二十一條に次の二号を加える。

十三 銀行法第五十二條の八第一項又は第二項ただし書の規定に違反したとき。

十四 銀行法第五十二條の八第三項又は第五

項の規定により付した条件に違反したとき。

（保險業法の一部改正）

第四條 保險業法（平成七年法律第五五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一章 雜則第二百七十一條第一

「第十章の二 保險持株会社

第一節 通則（第二百七十一條第一

第二節 業務及び子会社

第三節 監督（第二百七十一條第一

第四節 雜則（第二百七十一條第一

「第二百七十四條」を

「第二百七十一條の四」

「第二百七十一條の五」

「第二百七十一條の六」

「第二百七十一條の七」

「第二百七十一條の八」

「第二百七十一條の九」

「第二百七十一條の十」

「第二百七十一條の十一」

「第二百七十一條の十二」

「第二百七十一條の十三」

「第二百七十一條の十四」

「第二百七十一條の十五」

「第二百七十一條の十六」

「第二百七十一條の十七」

「第二百七十一條の十八」

「第二百七十一條の十九」

「第二百七十一條の二十」

「第二百七十一條の二十一」

「第二百七十一條の二十二」

「第二百七十一條の二十三」

「第二百七十一條の二十四」

「第二百七十一條の二十五」

「第二百七十一條の二十六」

「第二百七十一條の二十七」

「第二百七十一條の二十八」

「第二百七十一條の二十九」

「第二百七十一條の三十」

はならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき公益上必要がある場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 当該特定関係者との間で行う取引で、当該保險会社の取引の通常の条件と著しく異なる条件で行う資産の売買その他の取引

二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準する取引又は行為で、当該保險会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれのあるものとして大蔵省令で定める取引又は行為

第二百七條を次のように改める。

第二百七條 削除

第二百九十四條第一号中、「当該外国保險会社等」を「行う取引で、当該外国保險会社等に、条件に照らしてを条件とし、資産の売買その他の取引を行うこと。」を「行う資産の売買その他の取引」に改める。

第十章の次に次の一章を加える。

第十章の二 保險持株会社

第一節 通則

（保險持株会社の定義等）

第二百七十一條の二 この章、次章、次編第四章及び第五編において「保險持株会社」とは、保險会社が子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九條第三項（持株会社）に規定する持株会社をいう。以下同じ。）であつて、次条第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。

2 この章、次章、次編第四章及び第五編において「子会社」とは、会社がその発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額（以下この章において「発行済株式の総数等」という。）の百分の五十を超える数又は

額の株式(議決権のあるものに限る。)又は持分(以下この章において「株式等」という。)を所有する他の会社をいう。この場合において、会社が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等(委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該会社に指図を行うことができるものに限る。)その他大蔵省令で定める株式等を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの(大蔵省令で定める株式等を除く。)を含むものとする。

3 会社及びその若しくは二以上の子会社又は当該会社の若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなして、この章、次章、次編第四章及び第五編の規定を適用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

4 保険持株会社(外国の法令に準拠して設立されたものを除く。)は、株式会社でなければならない。(保険持株会社に係る認可等)

第二百七十一条の三 次に掲げる取引若しくは行為により保険会社を子会社とする持株会社となることとする会社又は保険会社を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

一 当該会社又はその子会社による保険会社の株式の取得(担保権の実行その他の大蔵省令で定める事由によるものを除く。)
二 当該会社の子会社による第三条第一項の免許の取得
三 その他政令で定める取引又は行為

2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により保険会社を子会社とする持株会社になった会社(以下「特定持株会社」という。)は、当該事由の生じた日の属する営業年度終了後三月以内に、当該会社が保険会社を子会社とする持株会社になった旨その他の大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

3 特定持株会社は、前項の事由の生じた日の属する営業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項において「猶予期限日」という。)までに保険会社を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定持株会社が、猶予期限日後も引き続き保険会社を子会社とする持株会社であることについて大蔵大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4 特定持株会社は、前項の規定による措置により保険会社を子会社とする持株会社でなくなったときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく保険会社を子会社とする持株会社でなくなったときも、同様とする。

第二百七十一条の四 大蔵大臣は、前条第一項又は第三項ただし書の認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該認可の申請をした会社又は当該認可を受けて設立される会社(以下この条において「申請者等」という。)及びその子会社(子会社となる会社を含む。第三号において同じ。)の収支の見込みが良好であること。
二 申請者等が、その人的構成等に照らし、その子会社であり、又はその子会社となる保険会社の経営管理を的確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三 申請者等の子会社の業務の内容が第二百七十一条の六第三項各号のいずれにも該当しないものであること。

第二節 業務及び子会社

(保険持株会社の業務範囲等)
第二百七十一条の五 保険持株会社は、その子会社である保険会社及び次条第一項第三号から第八号までに掲げる会社並びにこれらの会社以外の会社で同項又は同条第四項ただし書の規定による大蔵大臣の承認を受けて子会社とした会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができる。

2 保険持株会社は、その業務を営むに当たっては、その子会社である保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。

(保険持株会社の子会社の範囲等)
第二百七十一条の六 保険持株会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

- 一 生命保険会社
- 二 損害保険会社
- 三 証券取引法第二十九条(定義)に規定する証券会社
- 四 保険業を行う外国の会社
- 五 証券業(証券取引法第二十八条各号(定義)に掲げる行為のいずれかを営む営業をいう。次号において同じ。)を営む外国の会社(前号に掲げる会社に該当するものを除く。)
- 六 保険業又は証券業に従属し、付随し、又は関連する業務として大蔵省令で定めるものを専ら営む会社
- 七 新たな事業分野を開拓する会社として大蔵省令で定める会社(当該会社の発行済株式の総数等に大蔵省令で定める割合を乗じて得た数又は額を超える株式等を、前号に掲げる会社で大蔵省令で定めるものが所有しているものに限る。)

八 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

2 前項の承認を受けようとする保険持株会社は、当該承認の申請に係る会社の業務の内容、資本の額、人的構成その他の大蔵省令で定める事項を記載した申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

3 大蔵大臣は、第一項の承認の申請があったときは、当該申請に係る会社が行い、又は行おうとする業務の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その承認をしなければならない。

- 一 当該業務の内容が、次のイ又はロに該当することから、当該申請をした保険持株会社の子会社である保険会社の社会的信用を失墜させるおそれがあること。
- イ 当該業務の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあること。
- ロ 当該業務の内容が、国民生活の安定又は国民経済の健全な発展を妨げるおそれがあること。
- 二 当該業務の内容が、当該申請に係る会社の資本の額、人的構成等に照らして、当該申請に係る会社の経営の健全性を損なう危険性が大きく、かつ、その経営の健全性が損なわれた場合には、当該申請をした保険持株会社の子会社である保険会社の経営の健全性が損なわれることとなるおそれがあること。
- 4 第一項の規定は、同項各号に掲げる会社以外の会社が、保険持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の大蔵省令で定める事由により当該保険持株会社

の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該保険持株会社は、その子会社となつた当該会社を引き続き子会社とすることについて大蔵大臣の承認を受けた場合を除き、当該会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第三節 經理

(保險持株会社の營業年度)

第二百七十一條の七 保險持株会社の營業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(保險持株会社に係る業務報告書)

第二百七十一條の八 保險持株会社は、營業年度ごとに、当該保險持株会社及びその子会社の業務及び財産の状況をこれらの会社の全部につき連結して記載した業務報告書を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

2 業務報告書の記載事項、提出期日その他業務報告書に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(保險持株会社に係る業務及び財産の状況に關する説明書類の統覧)

第二百七十一條の九 保險持株会社は、營業年度ごとに、当該保險持株会社及びその子会社の業務及び財産の状況に關する事項をこれらの会社の全部につき連結して記載した説明書類を作成して、当該保險持株会社の子会社である保險会社の本店及び支店に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。ただし、当該保險持株会社又はその子会社の取引者の秘密を害するおそれのある事項、当該保險持株会社又はその子会社の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項及びその記載のため過大な費用の負担を要する事項については、この限りでない。

(保險持株会社の營業報告書等の記載事項)

第二百七十一條の十 保險持株会社が商法第二百七十一條第一項計算書類の作成の規定により作成する保險持株会社の營業報告書及び附屬明細書の記載事項は、大蔵省令で定める。

第四節 監督

(保險持株会社等による報告又は資料の提出)

第二百七十一條の十一 大蔵大臣は、保險会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保險契約者等の保護を図るため、第二百二十八條第一項の規定により保險会社に對し報告又は資料の提出を求める場合において、特に必要があるとき、当該報告又は資料は、當該保險会社の子会社とする保險持株会社又は當該保險持株会社の子会社(當該保險会社と取引するものに限る。次項において同じ。)に對し、その理由を示した上で、當該保險持株会社の業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 保險持株会社の子会社は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(保險持株会社等に対する立入検査)

第二百七十一條の十二 大蔵大臣は、保險会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保險契約者等の保護を図るため、第二百二十九條第一項の規定による保險会社に對する立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があるとき、その必要の限度において、當該職員に當該保險会社の子会社とする保險持株会社の子会社(當該保險会社と取引するものに限る。第四項において同じ。)の營業所その他の施設に立ち入らせ、當該保險会社に對する質問若しくは検査に必要事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 大蔵大臣は、保險会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保險契約者等の保護を図るため、第二百二十九條第一項の規定による保險持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

險会社に対する立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があるとき認めるときは、その必要の限度において、當該職員に當該保險会社の子会社とする保險持株会社の子会社(當該保險会社と取引するものに限る。第四項において同じ。)の營業所その他の施設に立ち入らせ、當該保險会社に對する質問若しくは検査に必要事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その立入り、質問又は検査の相手方にその理由を示さなければならない。

4 前条第二項の規定は、第二項の規定による保險持株会社の子会社に對する質問及び検査について準用する。

(保險持株会社に對する改善計画の提出の求め等)

第二百七十一條の十三 大蔵大臣は、保險持株会社の業務又は保險持株会社及びその子会社の財産の状況等に照らして、當該保險持株会社の子会社である保險会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保險契約者等の保護を図るため必要があるとき認めるときは、當該保險持株会社に對し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、當該保險会社の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において監督上必要な措置を命ずることができる。

2 大蔵大臣は、保險持株会社に對し前項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。)をした場合において、當該命令に係る措置の実施の状況に照らして特に必要があるとき認めるときは、當該保險持株会社の子会社である保險会社に對し、その業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を命ずることができる。

(保險持株会社に係る認可の取消し等)

第二百七十一條の十四 大蔵大臣は、保險持株会社が法令、定款若しくは法令に基づく大蔵大臣の処分違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、當該保險持株会社に對しその取締役若しくは監査役の解任その他監督上必要な措置を命じ、若しくは當該保險持株会社の第二百七十一條の三第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消し、又は當該保險持株会社の子会社である保險会社に對しその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、當該認可を受けて設立された保險持株会社に對して与えられているものとみなす。

2 保險持株会社は、前項の規定により第二百七十一條の三第一項又は第三項ただし書の認可を取り消されたときは、大蔵大臣が指定する期間内に保險会社を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3 大蔵大臣は、保險会社を子会社とする持株会社が次の各号のいずれかに該當する場合において必要があるとき認めるときは、當該持株会社の子会社である保險会社に對し、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 一 第二百七十一條の三第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引又は行為により保險会社を子会社とする持株会社になつたもの
- 二 第二百七十一條の三第一項の認可を受けずに保險会社を子会社とする持株会社として設立されたもの
- 三 第二百七十一條の三第三項ただし書の認可を受けることなく同項の猶予期限日後も保險会社を子会社とする持株会社であるもの

四 第一項の規定により第二百七十一条の三第一項又は第三項ただし書の認可を取り消された持株会社であつて、前項の規定による措置を講ずることなく同項の大蔵大臣が指定する期間後も保険会社を子会社とする持株会社であるもの

第五節 雜則

(保険持株会社に係る合併又は営業の譲渡若しくは譲受けの認可)

第二百七十一条の十五 保険持株会社を全部又は一部の当事者とする合併(当該合併前に保険持株会社であつた一の会社が当該合併後も保険持株会社として存続するものに限る。)は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 保険持株会社を当事者とする営業の全部又は一部の譲渡又は譲受け(当該営業の譲渡又は譲受けをした保険持株会社が、その譲渡又は譲受け後も引き続き保険持株会社であるものに限る。)は、政令で定めるものを除き、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第二百七十一条の四の規定は、前二項の認可の申請があつた場合について準用する。

(保険会社を子会社とする外国の持株会社に対する法律の適用関係)

第二百七十一条の十六 保険会社を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの(以下この条において「保険会社を子会社とする外国の持株会社」という。)に對しこの法律の規定を適用する場合における特例及び技術的読替えその他保険会社を子会社とする外国の持株会社に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(届出事項)

第二百七十一条の十七 保険持株会社(保険持株会社であつた会社を含む。)は、次の各号の

いずれかに該当するときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 第二百七十一条の三第一項の認可に係る保険持株会社になつたとき、又は当該認可に係る保険持株会社として設立されたとき。

二 保険会社を子会社とする持株会社でなくなつたとき(第五号の場合を除く。)

三 第二百七十一条の六第一項各号に掲げる会社を子会社としようとするとき(第二百七十一条の十五第一項又は第二項の規定による認可を受けて合併又は営業の譲受けをしようとする場合を除く。)

四 その子会社が子会社でなくなつたとき(第二百七十一条の十五第二項の規定による認可を受けて営業の譲渡をした場合及び第二号の場合を除く。)

五 解散したとき(設立又は合併(当該合併により保険会社を子会社とする持株会社を設立するものに限る。)を無効とする判決が確定したときを含む。)

六 資本の額を変更しようとするとき。

七 その他大蔵省令で定める場合に該当するとき。

(認可の失効)

第二百七十一条の十八 第二百七十一条の三第一項の認可について次の各号のいずれかに該当するときは、同条第三項ただし書の認可について第二号に該当するときは、当該認可は、その効力を失う。

一 当該認可があつた日から六月以内に当該認可があつた事項が実行されなかつたとき(やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ大蔵大臣の承認があつたときを除く。)

二 当該認可に係る保険持株会社が保険会社を子会社とする持株会社でなくなつたと

き。

第二百七十三条に次の四号を加える。

五 第二百七十一条の十四第一項の規定により第二百七十一条の三第一項又は第三項ただし書の認可を取り消したとき。

六 第二百七十一条の十四第一項の規定により保険持株会社の子会社である保険会社の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

七 第二百七十一条の十四第三項の規定により保険会社の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

八 第二百七十一条の十八の規定により第二百七十一条の三第一項又は第三項ただし書の認可が効力を失つたとき。

第二百七十一条を次のように改める。

第三百一条 保険会社は、その特定関係者(第二百七十一条に規定する特定関係者(保険業を行う者に限る。)をいい、外国保険会社等の場合にあつては、第二百九十四条に規定する特殊関係者(保険業を行う者に限る。)をいう。以下この条において同じ。)が行う保険契約の締結又はその特定関係者に係る保険募集に關して、次に掲げる行為又は取引をしてはならない。

一 当該特定関係者を保険者とする保険契約の保険契約者又は被保険者に対して、特別の利益の提供を約し、又は提供する行為

二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者を保険者とする保険契約の保険契約者若しくは被保険者との間で行う行為又は取引のうち前号に掲げるものに準ずる行為又は取引で、保険募集の公正を害するおそれのあるものとして大蔵省令で定める行為又は取引

第三編第四章中第三百一条の次に次の一条を加える。

第三百一条の二 保険持株会社及びその子会社(保険会社を除く。)は、当該保険持株会社の

子会社である保険会社が行う保険契約の締結又は当該保険会社に係る保険募集に關して、次に掲げる行為又は取引をしてはならない。

一 当該保険会社を被保険者とする保険契約の保険契約者又は被保険者に対して、特別の利益の提供を約し、又は提供する行為

二 当該保険会社を被保険者とする保険契約の保険契約者若しくは被保険者との間で行う行為又は取引のうち前号に掲げるものに準ずる行為又は取引で、保険募集の公正を害するおそれのあるものとして大蔵省令で定める行為又は取引

第二百七十一条第一項中「又は第三百五条」を「第二百七十一条の十二又は第三百五条」に改める。

第三百五条の次に次の一条を加える。

第三百五条の二 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二百七十一条の三第一項の規定による大蔵大臣の認可を受けずに、同項各号に掲げる取引若しくは行為により保険会社を子会社とする持株会社になつたとき、又は保険会社を子会社とする持株会社を設立したとき。

二 第二百七十一条の三第三項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて保険会社を子会社とする持株会社であつたとき。

三 第二百七十一条の十四第二項の規定に違反して同項に規定する大蔵大臣が指定する期間を超えて保険会社を子会社とする持株会社であつたとき。

第三百十六條第二号中「又は第二百四十一条」を「第二百四十一条又は第二百七十一条の十四第一項若しくは第三項」に改める。

第三百十七條第一号中「又は第二百九十五条を

「第百九十五条又は第二百七十一条の八」に改め、同条第二号中「又は第二百二十六条」を「第二百二十六条又は第二百七十一条の十一」に改め、同条第三号中「若しくは第二百七十一条を」を「第二百七十一条若しくは第二百七十一条の十二」に改め、同条に次の二号を加える。

七 第二百七十一条の十四第一項の規定による命令取締役若しくは監査役の解任又は業務の全部若しくは一部の停止の命令を除く。に違反した者

八 第二百七十一条の規定により付した条件（第二百七十一条の三第一項又は第三項ただし書の規定による認可に係るものに限る。）に違反した者

第三百二十一条第一項第二号中「第三号まで」の下に、第七号又は第八号を加え、同項第三号中「第三百十五条」の下に「第三百十五条の二」を加える。

第三百三十三条第一項中「又は外国保険会社等」と第百九十条第三項の契約を締結した者若しくは免許特定法人と第二百二十三条第三項の契約を締結した者を、外国保険会社等と第百九十条第三項の契約を締結した者若しくは免許特定法人と第二百二十三条第三項の契約を締結した者、保険持株会社（保険持株会社が保険持株会社でなくなった場合における当該保険持株会社であった会社を含む。）の取締役、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社（特定持株会社が保険会社を子会社とする持株会社でなくなった場合における当該特定持株会社であった会社を含む。）の取締役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人に改め、同項第二十六号中「含む。」の下に「又は第二百七十一条の五第一項を」を加え、同項第三十四号中「又は第二百三十九条を」、第二百三十九条又は第二百七十一条の十七に改め、同項第三十五号中若しくは第二百二十八条第一項を

「第二百二十八条第一項若しくは第二百七十一条の十三第一項」に、「若しくは第二百二十八条第二項の規定による改善計画の変更」を「第二百二十八条第二項若しくは第二百七十一条の十三第一項の規定による改善計画の変更の命令に違反したとき、又は第二百七十一条の十三第一項の規定による命令（改善計画の提出の求め及びその変更の命令を除く。）若しくは同条第二項の規定による」に改め、同項第五十三号を同項第五十五号とし、同項第五十二号の次に次の二号を加える。

五十三 第二百七十一条の三第二項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五十四 第二百七十一条の六第一項の規定による大蔵大臣の承認を受けないで、同項各号に掲げる会社以外の会社を子会社としたとき。

（証券取引法の一部改正）

第五条 証券取引法昭和二十三年法律第二十五号の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第七号中「第五十五条第一項」を「第五十五条第一項及び第二項」に改める。

第四十二条の三中「第五十五条第二項」を「第五十五条第三項」に改める。

第四十三条の二第二項中「第五十五条第一項」を「第五十五条第一項及び第二項」に改める。

第五十五条第一項を次のように改める。

大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券会社、これと取引をする者、当該証券会社がその過半数の株式若しくは過半数の出資を所有する会社のうち大蔵省令で定める会社（以下この項において「子特定会社」という。）若しくは当該証券会社を子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第三

項に規定する持株会社をいう。以下この項及び第六十五条の二第七項において同じ。）に対し当該証券会社の営業若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料（当該子特定会社にあつては、当該証券会社の財産に關し参考となるべき報告又は資料に限る。）の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券会社、当該子特定会社若しくは当該証券会社を子会社とする持株会社の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該子特定会社にあつては当該証券会社の財産に關し必要な検査に、当該証券会社を子会社とする持株会社にあつては当該証券会社の営業又は財産に關し必要な検査に限る。）をさせることができる。

第五十五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項に規定する子会社とは、会社がその過半数の株式又は過半数の出資を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の株式又は過半数の出資を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

第五十六条中「前条」を「前条第一項及び第三項」に改める。

第六十五条の二第七項中「しを」若しくは「は当該金融機関を子会社（第五十五条第一項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）とする持株会社に対し当該金融機関の」に改め、「当該職員をして」の下に「当該金融機関の」を加え、「を」の検査をさせ、若しくはは当該金融機関を子会社とする持株会社の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該金融機関の当該認可に係る業務又は財産に關し必要な検査に限る。）を」に改め、同条第八項中「認可を受けた金融機関若しくは当該金融機関と取引をする者」と、「第一項

の認可」とあるのは「当該金融機関の第一項の認可」と、「当該認可」とあるのは「当該金融機関の当該認可」を、「認可を受けた金融機関、当該金融機関と取引をする者」に改める。

第九十条第一項中「第五十五条」を「第五十五条第一項若しくは第三項」に改める。

第九十五条の二中（昭和二十二年法律第五十四号）を削る。

第九十八条の四第三号及び第四号中「第五十五号」を「第五十五条第一項若しくは第三項」に改める。

（預金保険法の一部改正）

第六条 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

5 この法律において「銀行持株会社等」とは、次に掲げる者をいう。

一 銀行法第五十二条の二第一項に規定する銀行持株会社

二 破綻金融機関に該当する銀行の株式を取得することにより銀行を子会社とする持株会社（銀行法第五十二条の三第一項に規定する銀行を子会社とする持株会社をいう。

第六十一条第七項において同じ。）となることについて同法第五十二条の三第一項の認可を受けた会社

三 長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社

四 破綻金融機関に該当する長期信用銀行の株式を取得することにより長期信用銀行を子会社とする持株会社（長期信用銀行法第十六条の二第一項に規定する長期信用銀行を子会社とする持株会社をいう。第六十一条第七項において同じ。）となることについて同法第十六条の二第一項の認可を受けた会社

五 外国為替銀行法第十条の五第一項に規定する外国為替銀行持株会社

六 破綻金融機関に該当する外国為替銀行の株式を取得することにより外国為替銀行を子会社とする持株会社(外国為替銀行法第十條の三第一項に規定する外国為替銀行を子会社とする持株会社をいう。第六十一條第七項において同じ。)となることについて

同法第十條の三第一項の認可を受けた会社第五十九條第一項中「救済金融機関」という。の下に「又は合併等を行う銀行持株会社等(以下「救済銀行持株会社等」という。を加え、同条第二項第四号中「他の金融機関」の下に「又は銀行持株会社等」を加え、同条第四項中「救済金融機関」の下に「又は救済銀行持株会社等」を加え、同条第五項中「金融機関」の下に「及び銀行持株会社等」を加える。

第六十條第一項中「破綻金融機関を除く。」の下に「又は当該合併等に係る銀行持株会社等」を加える。

第六十一條第一項及び第二項中「救済金融機関」の下に「又は破綻金融機関及び救済銀行持株会社等」を加え、同条に次の一項を加える。

7 破綻金融機関の株式を取得しようとする会社が、当該株式の取得により銀行を子会社とする持株会社、長期信用銀行を子会社とする持株会社又は外国為替銀行を子会社とする持株会社になることについて、銀行法第五十二條の三第一項、長期信用銀行法第十六條の二第一項又は外国為替銀行法第十條の三第一項の認可(以下この項において「持株会社認可」という。)の申請をしている場合には、第一項の認定の申請は、第二項の規定にかかわらず、当該会社及び当該破綻金融機関の連名で

行うことができる。ただし、大蔵大臣は、当該会社について持株会社認可をした後でなければ、第一項の規定による認定を行うことができない。

第六十二條第一項中「他の金融機関」の下に「又は当該破綻金融機関及び銀行持株会社等」を加え、同条第二項及び第三項中「他の金融機関」の下に「又は銀行持株会社等」を加える。

第六十四條第四項中「金融機関等」の下に「又は銀行持株会社等」を加える。

第六十五條中「金融機関」の下に「又は銀行持株会社等」を加える。

第九十條中「金融機関等」の下に「又は銀行持株会社等」を加える。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第二條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第百十六條を削る。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第三條 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「第十六條の三(子会社との間の取引等)」を「第十三條の二(特定関係者との間の取引等)」に改める。

(信用金庫法の一部改正)

第四條 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第八十九條第一項中「第十六條の三(子会社との間の取引等)」を「第十三條の二(特定関係者との間の取引等)」に改める。

(労働金庫法の一部改正)

第五條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第九十四條第一項中「第十六條の三(子会社との間の取引等)」を「第十三條の二(特定関係者との間の取引等)」に改める。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)

第六條 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項中「第五十五條第二項」を「第五十五條第三項」に改める。

(金融監督庁設置法の一部改正)

第七條 金融監督庁設置法(平成九年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

第四條各号列記以外の部分中「第一号」の下に「第一号の二を、」第五号の下に「第五号の二を加え、同条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 銀行持株会社の検査その他の監督に關すること。

第四條第五号の次に次の一号を加える。

五の二 保険持株会社の検査その他の監督に關すること。

第四條第二十五号イ中「第二号、第五号」を「第一号の二、第二号、第五号、第五号の二」に改める。

(金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に關する法律の一部改正)

第八條 金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に關する法律(平成九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四條中大蔵省設置法第四條第九十二号及び第九十三号の改正規定を次のように改める。

第四條第九十二号を次のように改める。

九十二 削除

第四條第九十一号の二を削り、第九十三号を次のように改める。

九十三 保険契約者保護基金(保険業法(平成七年法律第百五号)に規定する保険契約者保護基金をいう。)の指定及び監督に關すること。

第四條中大蔵省設置法第四條第九十二号及び第九十三号の改正規定の次に次のように加える。

第四條第九十三号の二を削る。

第四條中大蔵省設置法第五條第三十一号の改正規定の次に次のように加える。

第五條第三十一号の二を削る。

第十四條のうち証券取引法第百九十四條の三の次に三條を加える改正規定中「第五十五條」を「第五十五條第一項又は第三項」に改める。

第二十三條中長期信用銀行法第二十二條の改正規定を次のように改める。

第二十二條中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律の規定による」を「前項の規定により委任された」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律の規定による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第四条第一項の規定による免許
二 第十六条の二第一項又は第五項ただし書の規定による認可

三 第十七条において準用する銀行法(以下この項において「銀行法」という。)第二十七條又は第二十八條(免許の取消し等)の規定による第四条第一項の免許の取消し

四 銀行法第五十二條の十八第一項(銀行持株会社に係る認可の取消し等)の規定による第十六條の二第一項又は第五項ただし書の認可の取消し

五 銀行法第五十六條(同条第二号及び第五号に係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定による告示

六 銀行法第五十七條の三(同条第一号、第二号(第十六條の二第一項又は第五項ただし書の規定による認可に係る部分に限る。)、第四号及び第五号に係る部分に限る。)(大蔵大臣への通知)の規定による通知

第二十八條中外國為替銀行法第十八條の改正規定を次のように改める。

第十六條中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律の規定による」を「前項の規定により委任された」に、「行わせるを」を「委任する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
内閣総理大臣は、この法律の規定による

権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第四条第一項の規定による免許
二 第十条の三第一項又は第五項ただし書の規定による認可

三 第十一条において準用する銀行法(以下この項において「銀行法」という。)第二十七條又は第二十八條(免許の取消し等)の規定による第四条第一項の免許の取消し

四 銀行法第五十二條の十八第一項(銀行持株会社に係る認可の取消し等)の規定による第十条の三第一項又は第五項ただし書の認可の取消し

五 銀行法第五十六條(同条第二号及び第五号に係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定による告示

六 銀行法第五十七條の三(同条第一号、第二号(第十条の三第一項又は第五項ただし書の規定による認可に係る部分に限る。)、第四号及び第五号に係る部分に限る。)(大蔵大臣への通知)の規定による通知

第三十七條中預金保険法目次の改正規定の次に次のように加える。

第二条第五項第二号、第四号及び第六号中「第六十一條第七項」を「第六十一條第八項」に改める。

第三十七條のうち預金保険法第六十一條の改正規定中「第六項」を「第七項」に、「同条」を「同項を同条第八項とし、同条第六項の次に」に改める。

第四十條のうち、銀行法本則(第十四條の二及び第五十九條を除く。)の改正規定中「第十四條の二」の下に、「第五十二條の九」を加え、同法第十四條の二の改正規定中「第十四條の二」の下に「及び第五十二條の九」を加え、同法第五十七條の次に三條を加える改正規定を次のように改める。

第五十七條の次に次の三條を加える。
(大蔵大臣への協議)

第五十七條の二 内閣総理大臣は、銀行に対し次に掲げる処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十六條第一項、第二十七條又は第五十二條の十八第一項若しくは第三項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二 第二十七條又は第二十八條の規定による第四條第一項の免許の取消し
(大蔵大臣への通知)

第五十七條の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。第五十三條第一項の規定による届出(同項第六号に係るもの)のうち総理府令・大蔵省令で定めるものに限る。があつたときも、同様とする。

一 第四條第一項の規定による免許
二 第十六條の二第一項(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第四

項に規定する破綻金融機関に該当する銀行の株式の取得又は所有に係る場合に限る。)、第三十條第一項から第三項まで、第三十七條第一項、第五十二條の三第一項若しくは第三項ただし書又は第五十二條の十九第一項若しくは第二項の規定による認可

三 第二十六條第一項、第二十七條、第五十二條の十七第一項若しくは第三項又は第五十二條の十八第一項若しくは第三項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。)

四 第二十七條又は第二十八條の規定による第四條第一項の免許の取消し

五 第五十二條の十八第一項の規定による第五十二條の三第一項又は第三項ただし書の認可の取消し
(大蔵大臣への資料提出等)

第五十七條の四 大蔵大臣は、銀行に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、銀行に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、銀行、銀行持株会社その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第四十條中銀行法第五十九條の改正規定を次のように改める。
第五十九條中「大蔵大臣」を「金融監督庁長

官に、「この法律による」を「前項の規定により委任された」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限（次に掲げるものを除く。）を金融監督庁長官に委任する。

- 一 第四条第一項の規定による免許
- 二 第二十七条又は第二十八条の規定による第四条第一項の免許の取消し
- 三 第五十二条の三第一項又は第三項ただし書の規定による認可
- 四 第五十二条の十八第一項の規定による第五十二条の三第一項又は第三項ただし書の認可の取消し
- 五 第五十六条（同条第二号及び第五号に係る部分に限る。）の規定による告示
- 六 第五十七条の三（同条第一号、第二号（第五十二条の三第一項又は第三項ただし書の規定による認可に係る部分に限る。）、第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定による通知

第五十四条中保険業法第三百十一条の次に三条を加える改正規定を次のように改める。

第三百十一条の次に次の三条を加える。

（大蔵大臣への協議）

第三百十一条の二 内閣総理大臣は、保険会社、外国保険会社等又は免許特定法人に対し次に掲げる処分をする。ことが保険業に対する信頼性の維持に重大な影響を与えるおそれがあるとき認めるときは、あらかじめ、保険業に対する信頼性の維持を図るために

必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第三百三十一條、第三百三十三條、第二百四十四條、第二百五五條、第二百三十三條、第二百三十一條、第二百四十一條又は第二百七十一條の十四第一項若しくは第三項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

- 二 第三百三十三條、第三百三十四條、第二百五五條、第二百六六條、第二百三十一條又は第二百三十三條の規定による第三條第一項、第二百八十五條第一項又は第二百九條第一項の免許の取消し
- 三 第二百四十一條の規定による保険管理

人による業務及び財産の管理を命ずる処分

2 内閣総理大臣は、その行おうとする第二百六十七條第一項の認定又は第二百六十八條第一項の付記に係る保険契約の移転等（第二百六十條第五項第一号に規定する保険契約の移転等をいう。）のために保険契約者保護基金による第二百六十條第一項第一号の資金援助が行われたならば、利用可能な資金の状況が著しく悪化し保険業に対する信頼性の維持に重大な影響を与えるおそれがあるとき認めるときは、あらかじめ、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。

（大蔵大臣への通知）

第三百十一条の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨

を大蔵大臣に通知するものとする。

- 一 第三條第一項、第八十五條第一項又は第二百九條第一項の規定による免許
- 二 第二百六十六條第一項（第二百六十條第五項第二号に規定する破綻保険会社に該当する保険会社その他の総理府令・大蔵省令で定める保険会社の株式の取得又は所有に係る場合に限る。）、第二百三十九條第一項、第二百四十二條、第二百五十三條第一項、第二百六十七條第一項、第二百八條、第二百三十三條、第二百七十一條の三第一項若しくは第三項ただし書又は第二百七十一條の十五第一項若しくは第二項の規定による認可
- 三 第三百三十條第一項、第二百一十一條第一項、第二百二十八條第一項若しくは第二百七十一條の十三第一項の規定による改善計画の提出の求め又は第二百三十條第二項、第二百一十一條第二項、第二百二十八條第二項若しくは第二百七十一條の十三第一項の規定による改善計画の変更の命令
- 四 第三百三十二條、第三百三十三條、第二百四十四條、第二百五五條、第二百三十三條、第二百三十一條、第二百四十一條、第二百七十一條第五項、第二百五十八條第一項、第二百七十一條の十三第一項（改善計画の提出の求め及びその変更の命令に係る部分を除く。）、若しくは第二項又は第二百七十一條の十四第一項若しくは第三項の規定による命令
- 五 第三百三十三條、第三百三十四條、第二百五五條、第二百六六條、第二百三十一條又は

- 第二百三十一條の規定による第三條第一項、第八十五條第一項又は第二百九條第一項の免許の取消し
- 六 第二百七十一條の十四第一項の規定による第二百七十一條の三第一項又は第三項ただし書の認可の取消し
- 七 第二百四十一條の規定による保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分
- 八 第二百四十七條第二項又は第四項の規定による承認

2 内閣総理大臣は、次に掲げる規定による届出（第一号に掲げる規定による届出にあつては、総理府令・大蔵省令で定める場合に係るものに限る。）があつたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

- 一 第二百一十七條（同条第五号に係る部分に限る。）
- 二 第二百九條（同条第五号から第八号までに係る部分に限る。）
- 三 第二百三十四條（同条第四号から第七号までに係る部分に限る。）

（大蔵大臣への資料提出等）

第三百十一条の四 大蔵大臣は、保険業に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があるとき認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、保険業に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があるとき認めるときは、その必要の限度において、

保険会社、外国保険会社等、免許特定法人の総代理店(第二百九十九条第一項に規定する総代理店をいう。)、保険持株会社その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第五十四条中保険業法第三百十三条の改正規定を次のように改める。

第三百十三条中「大蔵大臣」を「金融監督庁長官」に、「この法律による」を「前項の規定により委任された」に、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

- 一 第三条第一項、第八十五条第一項又は第二百九十九条第一項の規定による免許
- 二 第二百三十三條、第二百三十四條、第二百五條、第二百六條、第二百三十一條又は第二百三十二條の規定による第三條第一項、第八十五条第一項又は第二百九十九條第一項の免許の取消し
- 三 第二百七十一條の三第一項又は第三項ただし書の規定による認可
- 四 第二百七十一條の十四第一項の規定による第二百七十一條の三第一項又は第三項ただし書の認可の取消し
- 五 第八十九条前段若しくは第二百二十二條前段又は第二百三十七條(同条第二号に係る部分に限る。若しくは第二百七十三條同条第二号及び第五号に係る部分に限る。)の規定による告示

六 第三百十一條の三第一項(同項第一号、第二号第二百七十一條の三第一項又は第三項ただし書の規定による認可に係る部分に限る。)、第五号及び第六号に係る部分に限る。)の規定による通知

(大蔵省設置法の一部改正)

第九條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第九十二号の次に次の一号を加える。

九十二の二 銀行持株会社の監督に関すること。

第四條第九十三号の次に次の一号を加える。

九十三の二 保険持株会社の監督に関すること。

第五條第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二 銀行持株会社及び保険持株会社を監督すること。

(検討)

第十條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条の規定による改正後の銀行法(以下「新銀行法」という。)、第二条の規定による改正後の長期信用銀行法(以下「新長期信用銀行法」という。)、第三条の規定による改正後の外国為替銀行法(以下「新外国為替銀行法」という。))及び第四条の規定による改正後の保険業法(以下「新保険業法」という。))の施行状況、銀行業及び保険業を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、新銀行法第五十二條の二第一項に規定する銀行持株会社、新長期信用銀行法第十八條の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社、新外国為替銀行法第十條の五第一項に規定する外国為替銀行持株会社及び新保険業

法第二百七十一條の二第二項に規定する保険持株会社に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

持株会社の設立等の禁止の解除に伴い、銀行業、保険業又は証券業を営む者を子会社とする持株会社について、銀行等の経営の健全性の確保、投資者保護等の観点から必要となる監督上の措置を講ずる必要があること等にかんがみ、銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律について、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、持株会社の設立等の禁止に伴い、銀行業、保険業又は証券業を営む者を子会社とする持株会社について、銀行等の経営の健全性の確保、投資者保護等の観点から必要となる監督上の措置を講ずる必要があること等にかんがみ、銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律について、所要の規定の整備を図った上、銀行持株会社等の設立等を可能とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 銀行持株会社について、銀行持株会社の設立等に係る認可、銀行持株会社の子会社の範囲の制限、国内のいわゆる一般事業会社の株式等を銀行持株会社又はその子会社が合算し

て一定割合を超えて所有することの制限、銀行持株会社及びその子会社に対する報告徴求・立入検査等、所要の規定の整備を行うこととする。

2 破綻金融機関の株式の取得を行う銀行持株会社等が、預金保険機構に資金援助の申込みを行うことができることとする。

3 保険持株会社について、保険持株会社の設立等に係る認可、保険持株会社による子会社所有に係る承認、保険持株会社及びその子会社に対する報告徴求・立入検査等、所要の規定の整備を行うこととする。

4 証券持株会社について、証券持株会社に対する報告徴求・立入検査等、所要の規定の整備を行うこととする。

5 その他所要の措置を講ずることとする。

二 議案の可決理由

本案は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴い、銀行業、保険業又は証券業を営む者を子会社とする持株会社について、銀行等の経営の健全性の確保、投資者保護等の観点から必要となる監督上の措置を講ずる必要があること等にかんがみ、銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律について、所要の規定の整備を行うおうとするもので、時宜に適應するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成九年十一月二十五日
大蔵委員長 村上誠一郎
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

〔別紙〕

持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 金融持株会社の解禁により、銀行等が影響力を行使して産業支配を行うことのないよう、競争政策の観点からその実態について十分な監視を行うとともに、預金者保護等の観点から銀行持株会社グループによる株式保有制限や他業制限等の規制が遵守されるよう努めること。また、ディスクロージャーの内容の充実に配慮すること。

一 銀行が持株会社形態を活用して、多様な金融又は金融関連業務に進出することにかんがみ、銀行持株会社グループが行う金融商品の販売に当たっては、商品内容の説明、銀行による圧力販売の防止等により預金者等の利用者が不利益を被ることとならないよう配慮すること。

一 銀行持株会社だけでなく他の金融持株会社についても、持株会社の設立手続を円滑化するための方策について検討すること。

一 金融持株会社制度を活用しやすいものとするため、金融持株会社の設立の際及び設立後における税制上の問題の検討を進めること。

銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案

国会に提出する。

平成九年十月十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 合併手続の特例(第三条・第十三条)
- 第三章 罰則(第十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、銀行持株会社が金融業務の効率的な運営に資するものであることにかんがみ、銀行等による銀行持株会社の創設を円滑にするための措置として銀行等の合併手続の特例その他の所要の措置を講ずることにより、金融制度の安定及びその利用者の利便の向上を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行
- 二 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二条に規定する長期信用銀行
- 三 外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)第二条第一項に規定する外国為替銀行

この法律において「銀行持株会社」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 銀行法第五十二条の二第一項に規定する銀行持株会社
- 二 長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社

三 外国為替銀行法第十条の五第一項に規定する外国為替銀行持株会社

3 この法律において「合併」とは、第一項各号に掲げる金融機関がそれぞれ商法(明治三十二年法律第四十八号)の規定に基づき同種の金融機関との間で行う合併をいう。

第二章 合併手続の特例

(銀行持株会社創設のための合併の特例)

第三条 金融機関と銀行持株会社の子会社(会社がその発行済株式の総数に当たる株式を所有する他の会社をいう。第十二条第五項を除き、以下同じ)である他の金融機関とが当該他の金融機関が存続することとなる合併を行う場合において、当該銀行持株会社が当該合併により消滅する金融機関(以下「消滅金融機関」という)の子会社であるときは、合併契約書に、当該消滅金融機関の株主が当該合併により受けるべき当該他の金融機関(以下「存続金融機関」という)の株式を現物出資の目的として当該銀行持株会社に交付し、かつ、当該銀行持株会社が当該株主に對し当該現物出資に係る新株を発行することを当該合併の条件として定めることができる。

2 前項の規定による条件を定めた合併契約書について商法第四百八条第一項に規定する株主総会の承認が得られたときは、前項の消滅金融機関の株主は、当該条件に従い、同項の存続金融機関が合併に際して発行する株式を同項の銀行持株会社に対し現物出資の目的として交付しなければならない。

(合併契約書の記載の特例)
第四条 前条第一項の規定による条件を定めた合併契約書には、商法第四百九条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 銀行持株会社が発行する現物出資に係る新株の発行価額及び払込期日

二 銀行持株会社に対する現物出資の目的たる株式の一株当たりの価格及びその合計額並びにこれに對して銀行持株会社が与える株式の額面無額面の別、種類及び数

三 銀行持株会社の現物出資に係る新株発行価額中資本に組み入れない額

(合併契約書の承認の特例等)
第五条 第三条第一項の規定による条件が定められた合併に係る株主総会の承認の決議は、商法第四百八条第三項の規定にかかわらず、発行済株式の総数の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。ただし、総株主の過半数に当たる株主が当該株主総会に先立ち当該合併に係る消滅金融機関に對し書面をもって当該合併に反対の意思を通知し、かつ、当該株主総会において当該条件を定めた合併契約書の承認に反対したときは、当該合併契約書についての承認は、決議できないものとする。

2 第三条第一項の現物出資に係る新株を発行する銀行持株会社の定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあり、かつ、同項の消滅金融機関の定款にその定めがないときは、当該消滅金融機関における前項の決議は、商法第三百四十八条第一項の決議の場合の例によらなければならない。

3 商法第四百八条第六項の規定は、前項の決議をする同項の消滅金融機関の株主総会について準用する。

(備置き書類の特例)

第六条 第三項第一項の規定による条件が定められた合併を行う各金融機関の取締役は、商法第四百八条ノ二第一項に規定する期間、同項に規定する書類のほか、次に掲げる書類をその本店に備え置かなければならない。

一 第四条第二号に掲げる事項について、その理由を記載した書面

二 銀行持株会社に係る商法第四百八条ノ二第一項第三号から第六号までに規定する書類

三 銀行持株会社の定款(当該銀行持株会社が第三項第一項の規定により定められた条件に従い現物出資に係る新株を発行するためにその定款を変更するときは、その規定を含む。)

2 商法第四百八条ノ二第二項の規定は、前項各号に掲げる書類について準用する。

(株券の交付の特例)

第七条 第三項第一項の規定による条件が定められた合併に係る金融機関は、その合併に際して発行する株券(以下この条において「合併新株券」という。)を同項の消滅金融機関の株主に對して交付することに代えて、これを同項の銀行持株会社に交付しなければならない。この場合において、当該金融機関が合併新株券を当該銀行持株会社に交付したときは、当該株主により、当該銀行持株会社に対し、株式をその目的とする現物出資の給付があつたものとみなす。

2 合併新株券の発行のために前項の合併に係る消滅金融機関に提出される当該消滅金融機関の株券について商法第四百八条第三項において準用する同法第二百八条第一項の規定による

公告が行われ、当該公告に係る期間経過前に、当該合併に係る合併契約書に記載された現物出資に係る払込期日が到来したときは、前項の消滅金融機関は、同条第一項の規定にかかわらず、前項の規定による同項の銀行持株会社への合併新株券の交付を、当該払込期日に行うことができる。

3 前項の規定により合併新株券を同項の銀行持株会社に交付した同項の消滅金融機関は、同項の公告に係る期間経過後、遅滞なく当該公告の結果を当該銀行持株会社に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知があつたときは、同項の銀行持株会社が現物出資の給付を受けて発行する新株に係る株券を同項の消滅金融機関が合併に際して発行する新株に係る株券に該当するものと、当該銀行持株会社を当該消滅金融機関に該当するものとそれぞれみなして、商法第四百八条第三項において準用する同法第二百八条第一項の規定を適用する。

5 第一項の消滅金融機関の取締役は、同項の規定による銀行持株会社への合併新株券の交付及び当該交付までの間の当該合併新株券の保管について、同項の株主に對し、善良な管理者の注意をもってその事務を処理する義務を負う。(質権の効力等)

第八条 第三項第一項の規定による条件が定められた合併に際して、同項の銀行持株会社に対し株式をその目的とする現物出資の給付があつたものとみなされる消滅金融機関が発行する株券の交付があつたときは、商法第二百八条(同法第四百八条第四項において準用する場合を含む。)

の交付があつたときは、商法第二百八条(同法第四百八条第四項において準用する場合を含む。)

む。の規定により当該現物出資の目的である当該消滅金融機関が発行する株式の上に存在した当該合併に係る消滅金融機関の従前の株式を目的とする質権は、当該現物出資により株主が受けるべき当該銀行持株会社の発行する株式の上に存在するものとする。

2 第三項第一項の規定による条件が定められた合併に係る消滅金融機関の従前の株式が質権の目的とされている場合において、当該消滅金融機関が質権設定者の請求により、質権者の氏名及び住所を株主名簿に記載し、かつ、その氏名を株券に記載したときは、当該質権者は、当該条件に従い現物出資の給付を受けた銀行持株会社に対し、当該現物出資により株主が受けるべき株券の引渡しを請求することができる。

(銀行持株会社が発行する株式総数の増加の制限の特例等)

第九条 銀行持株会社が第三項第一項の規定により定められた条件に従い現物出資の給付を受けて新株を発行する場合には、当該銀行持株会社は、商法第三百四十七条の規定にかかわらず、発行済株式の総数と当該現物出資の給付を受けて発行する新株の総数を合計した数の四倍を超えない範囲において、その発行する株式の総数を増加することができる。

2 銀行持株会社が第三項第一項の規定により定められた条件に従い現物出資の給付を受けて新株を発行する場合には、当該銀行持株会社は、商法第二百八条ノ二第一項第三号に係る部分に限る。の規定にかかわらず、同項の規定により決定すべきものとされる当該新株の発行に係る現物出資者の氏名を、当該条件が定められ

た合併の時に於ける当該合併に係る消滅金融機関の株主である者として決定することができる。

(現物出資の検査の特例)

第十条 銀行持株会社が第三項第一項の規定により定められた条件に従い現物出資の給付を受けて新株を発行する場合において、同項の消滅金融機関の株式(次項において「旧株」という。)が取引所の相場のある株式であり、かつ、第四条の規定により合併契約書に記載された現物出資の目的たる第三項第一項の消滅金融機関の株式(次項において「合併新株」という。)の一株当たりの価格が株式評価額(その金額が相当であることについて大蔵省令で定めるところにより証明を受けたものに限り)を超えないときは、当該現物出資については、商法第二百八条ノ八第一項本文の規定は、適用しない。

2 前項の「株式評価額」とは、同項の合併契約書の承認の時に於ける旧株の取引所の相場に相当する金額(同項の消滅金融機関の株主が合併により金銭の交付(利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配に係るものを除く)を受けるときは、その交付を受ける旧株一株当たりの金額を控除した金額を旧株一株について発行される合併新株の数で除して得た金額をいう。

(合併無効の訴えの特例)

第十一条 第三項第一項の規定による条件が定められた合併に係る商法第四百八条第一項に規定する合併無効の訴えについては、同条第二項に規定する者のほか、当該合併の時に当該合併に係る消滅金融機関の株主であつた者で第三

第一項の銀行持株会社の株主であるものは、これを提起することができる。

(銀行による銀行持株会社設立等の特例)

第十二条 銀行は、銀行法第十六条の二の規定にかかわらず、大蔵大臣の認可を受けて、他の銀行(当該銀行と、第三条第一項の規定による条件が定められた合併であつて当該他の銀行が存続することとなるものを行おうとするものに限る。)を子会社とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九条第三項に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。)になろうとする株式会社を、子会社として設立することができる。

2 前項の規定による認可があつた場合において、同項に規定する株式会社が設立されたときは、当該株式会社が、その子会社として設立する同項に規定する他の銀行になろうとする株式会社が銀行法第四条第一項の免許を取得することにより銀行を子会社とする持株会社になることについて同法第五十二条の三第一項の認可を受けたものとみなす。

3 銀行法第四条第二項並びに第五条第一項及び第二項の規定は、同法第四条第一項の免許を受けようとする者が第一項に規定する他の銀行になろうとする株式会社である場合には、適用しない。ただし、大蔵大臣は、当該株式会社に對してする当該免許には、当該株式会社が同項に規定する合併の後に限り営業を行うことを条件として付さなければならぬ。

4 大蔵大臣は、第一項の銀行及び他の銀行から、第三条第一項の規定による条件が定められ

た合併の認可の申請があつたときは、銀行法第三十一条の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該合併後存続する銀行が、合併の後に、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること。

二 当該条件に従ひ新株を発行する銀行持株会社の収支の見込みが良好であること。

三 前号の銀行持株会社及びその子会社である他の銀行が保有し、又は保有しようとする資産等に照らしこれらの者の自己資本の充実の状況が適当であること。

四 第二号の銀行持株会社が、その人的構成等に照らし、当該合併後存続する銀行の経営管理を的確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

5 銀行法第五十五条第二項の規定は、銀行持株会社が、第三条第一項の規定による条件が定められた合併により銀行を子会社(同法第五十二条の二第二項に規定する子会社(同条第三項の規定により子会社とみなされる会社を含む。))をいう。以下この項において同じ。)とする持株会社でなくなつたとき(第三条第一項の現物出資の目的として同項の存続金融機関の発行する株式の給付を受けて再び銀行を子会社とする持株会社となつた場合に限る。)については、適用しない。

6 前各項の規定は、長期信用銀行及び外国為替銀行の場合について準用する。

(政令への委任)
第十三条 この法律に定めるもののほか、第三条

第一項の規定により定められた条件に従ひ銀行持株会社がした新株の発行に係る変更の登記の申請書に添付すべき書類に関する事項、当該条件が定められた合併に係る消滅金融機関が当該合併前に行政庁から受けている認可、免許、許可その他の処分(当該合併に係る存続金融機関への承継に関する特例その他この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。)

第三章 罰則

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした金融機関の取締役、商法第二百八十八条第三項若しくは第二百五十八条第二項の職務代行者又は支配人は、百万円以下の過料に処する。

一 第六条第一項第一号の書面に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

二 第六条第一項の規定に違反して同項各号に掲げる書類を備え置かなかつたとき。

三 第六条第二項の規定において準用する商法第四百八条ノ二第二項の規定に違反して正当な事由なく書類の閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

附則

第一條 (施行期日)

第一條 この法律は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律(平成九年法律第 号)の施行の日から施行する。

(金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第二條 金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成九年法律第百 号)の

一部を次のように改正する。
第五十八條の次に次の一條を加える。

(銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律の一部改正)

第五十九條 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(平成九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第十二條第一項、第三項及び第四項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同條に次の二項を加える。

7 内閣総理大臣は、第一項(前項において長期信用銀行及び外国為替銀行の場合について準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による認可をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

8 第一項又は前項に規定する内閣総理大臣の権限は、金融監督庁長官に委任する。

附則第二條第一項中「又は日本銀行法」を「日本銀行法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律」に改める。

理 由

銀行持株会社が金融業務の効率的な運営に資するものであることにかんがみ、銀行等による銀行持株会社の創設を円滑にするための措置として銀行等の合併手続の特例その他の所要の措置を講ずることにより、金融制度の安定及びその利用者の

利便の向上を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、銀行持株会社が金融業務の効率的な運営に資するものであることにかんがみ、銀行等による銀行持株会社の創設を円滑にするための措置として銀行等の合併手続の特例その他の所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 銀行等による銀行持株会社の創設のための合併の条件の特例を設けることとする。
- 2 当該合併に係る株主総会の承認の決議について、発行済株式の総数の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならないこととする。
- 3 その他所要の措置を講ずることとする。

議案の可決理由

本案は、銀行持株会社が金融業務の効率的な運営に資するものであることにかんがみ、銀行等による銀行持株会社の創設を円滑にするための措置として銀行等の合併手続の特例その他の所要の措置を講ずることにより、金融制度の安定化及びその利用者の利便の向上を図ろうとするもので、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成九年十一月二十五日

大蔵委員長 村上誠一郎
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 金融持株会社の解禁により、銀行等が影響力を行使して産業支配を行うことのないよう、競争政策の観点からその実態について十分な監視を行うとともに、預金者保護等の観点から銀行持株会社グループによる株式保有制限や他業制限等の規制が遵守されるよう努めること。また、ディスクロージャーの内容の充実にも配慮すること。

- 一 銀行が持株会社形態を活用して、多様な金融又は金融関連業務に進出することにかんがみ、銀行持株会社グループが行う金融商品の販売に当たっては、商品内容の説明、銀行による圧力販売の防止等により預金者等の利用者が不利益を被ることにならないよう配慮すること。

- 一 銀行持株会社だけでなく他の金融持株会社についても、持株会社の設立手続を円滑化するための方策について検討すること。

- 一 金融持株会社制度を活用しやすいものとするため、金融持株会社の設立の際及び設立後における税制上の問題の検討を進めること。

平成九年十一月二十七日 衆議院会議録第十四号

銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案及び同報告書

平成九年十二月二十七日 衆議院会議録第十四号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第七号の発送は都合により後日となるため、第十四号を先に発送しました。)

発行所	
〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号	大蔵省印刷局
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体) 本号一册 送料	〇〇五円 (別)